

UCHIWA STAY 宿泊約款

第1条 適用範囲

1-1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）または一般に確立された慣習によるものとしします。

1-2 当ホテルが、法令等および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

第2条 宿泊契約の申込み

2-1 当ホテルに宿泊契約の申込をしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- i 宿泊者名
- ii 宿泊日および到着予定時刻
- iii 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- iv その他当ホテルが必要と認める事項

2-2 宿泊客が、宿泊中に前項 ii.の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

3-1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとしします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

3-2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3-3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第16条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

3-4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとしします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

4-1 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

4-2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第4条の2 施設における感染防止対策への協力の求め

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、医師の診断結果等の報告・客室での待機・健康状態等の確認等の協力を求めることができます。

第5条 宿泊契約締結の拒否

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

5-1 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。

5-2 満室(員)により客室の余裕がないとき。

5-3 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

5-4 宿泊しようとする者が、次の i.から iii.に該当すると認められるとき。

i 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」)、同条第2条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」)、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力

ii 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

iii 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

5-5 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

5-6 宿泊しようとする者が、特定感染症の患者等であるとき。

5-7 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超えるサービス・負担を求められたとき(宿泊しようとする者が社会的障壁の除去を求める場合は除く)。

5-8 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として実現が容易でない事項や乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を繰り返したとき。

5-9 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

5-10 その他、各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

5-11 宿泊しようとする者が、過去当ホテルグループの宿泊時に第7条各項の行為やこの約款によらない行為があったと認められるとき。

第5条の2 宿泊契約締結の拒否の説明

宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第6条 宿泊客の契約解除権

6-1 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

6-2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払期日より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2および別表第3に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したと

きに限りません。

6-3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の 24:00 になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当ホテルの契約解除権

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

7-1 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。

7-2 宿泊客が次の i. から iii. に該当すると認められるとき。

i 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力

ii 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体

iii 法人でその役人のうちに暴力団員に該当する者があるもの

7-3 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

7-4 宿泊客が特定感染症の患者等であると明らかに認められるとき。

7-5 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊客が社会的障壁の除去を求める場合は除く）。

7-6 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として実現が容易でない事項や乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を繰り返したとき。

7-7 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

7-8 各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

7-9 館内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

7-10 宿泊客が当ホテルに無断で商用利用に当たる撮影等を行ったことが明らかに認められるとき。

当ホテルが本条の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、別表第2および別表第3に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

第7条の2 宿泊契約解除の説明

宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

第8条 宿泊の登録

宿泊客は、宿泊日前日までに、旅館業に関する法令および行政の指導に基づき次の事項を登録していただきます。

8-1 宿泊客の氏名、年令、性別、住所および連絡先

8-2 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地、入国年月日

8-3 その他当ホテルが必要と認める事項

宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 9 条 客室の使用時間

9-1 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、当ホテルが定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

9-2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には当ホテルにて定める追加料金(消費税含む)を負担していただきます。

第 10 条 利用規則の遵守

10-1 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に設置した利用規則に従っていただきます。

10-2 当ホテルは外来訪客滞在をお断りさせていただきます。なお、外来訪客滞在が発覚した際は、予め予約していた人数が定員に満たない場合であっても、当ホテルにて定める罰則金を申し受けます。また、宿泊客が、当ホテルの利用目的外の利用や公序良俗に反する行為によって当ホテルの社会的評判を落とすおそれがある場合には、当ホテルからの求めに応じて当該利用・当該行為の中止等の措置に応じていただきます。

第 11 条 営業時間

11-1 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

各種お問い合わせ対応窓口営業時間	9:00～21:00
チェックイン	16:00～24:00
チェックアウト	5:00～11:00

※詳細は各ホテルの HP をご参照ください。

11-2 前項の時間は、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条 料金の支払い

12-1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

12-2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨またはクレジットカード等当ホテルの定める方法により行っていただきます。

12-3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条 当ホテルの責任

13-1 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、5 万円を限度（ただし、当ホテルの故意または重過失による場合を除きます。）として賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

13-2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

14-1 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

14-2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条 宿泊客の手荷物または携帯品の保管

15-1 客室内の金庫はお客様ご自身の責任においてご利用ください。貴重品の盗難、紛失等について当ホテルは一切の責任を負いかねます。

15-2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、原則当ホテルからの連絡はせず、所有者からの連絡・指示をもって対応することといたします。現金並びに貴金属については、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察に届けるものとし、その他の物品については、7 日間の保管の上破棄させていただきます。ただし、食品については、品質保持の観点より 1 日間のみ保管とし、その期間を超過した場合は当ホテルの判断により破棄いたします。

15-3 前 2 項の場合において、宿泊客の手荷物または携帯品について、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の申告のなかったものについては、当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き、5 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第 16 条 宿泊客の責任

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 17 条 約款の改定

本宿泊約款は、当ホテルの都合により改定することがあります。本宿泊約款の変更は、変更後の規定の内容を、当社所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されるものとします。なお、本宿泊約款は、常時客室内で閲覧可能な状態にします。

第 18 条 免責事項

宿泊客による当ホテルにおけるインターネット通信の利用については、宿泊客自身の責任にて行うものとし、宿泊客によるインターネット通信の利用中にシステム障害その他の理由によりインターネット通信が中断し、その結果宿泊客に損害が生じた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、宿泊客によるインターネット通信の利用に関し、当ホテルまたは第三者に損害が生じた場合、宿泊客は、当ホテルまたは第三者に対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条 紛争の解決および準拠法

宿泊契約に関する宿泊客と当ホテルとの間の一切の紛争については、日本国法に準拠するものとし、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とさせていただきます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項および第 12 条第 1 項関係）

		内訳
宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料（および室料+客室清掃料））
	追加料金	② 追加清掃（①に含まれるものを除く）
	税金	<ul style="list-style-type: none">消費税宿泊税 各自治体の税制に基づく宿泊税を別途、現地にて徴収させていただきます。ご宿泊される宿泊施設のある自治体のホームページにてご確認ください。その他法令に基づく諸税

備考：税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日から 7 日前
キャンセル料	100%	100%

※%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

※契約日数が短縮した場合は、その短縮日が該当する日数分の違約金を収受します。

※年末・年始、クリスマス等につきましては、特別に期間を定め、上記違約金を変更いたしますのでご了承ください。

※各種プラン、および団体旅行、教育旅行、その他特別条件を提示する場合において、上記違約金と異なる場合がございますので、お申込みプラン、または提示の違約金内容を合わせてご確認ください。